

## 平成22年度 東郷町教育の一般方針

### I 学校教育

#### 1 基本方針

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

各学校においては、児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領の趣旨を十分に理解し、校長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力する。

基本的理念を次のとおりとする。

- (1) いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- (2) 自ら学び、深く考え、主体的に行動する力を養う。
- (3) 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。

#### 2 重点施策

- (1) 学習指導要領に定める「生きる力を育む」という理念を実現するための具体的な手立ての確立に努める。
- (2) 生涯学習の基礎となる能力や態度の育成に努める。
  - ア 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、学習に対する意欲や興味・関心を高めるとともに、学び合う楽しさや成就感を体得させ、自己教育力の育成に努める。
  - イ 学習形態の工夫・改善や、個に応じた基礎学力の定着を図るとともに、発展的な学力の向上に努める。
  - ウ 障害のある児童生徒には、自ら困難に立ち向かい、社会的に自立できる力を育成するための支援に努める。
  - エ 中学校において「あいち出会いと体験道場」推進事業を実施し、キャリア教育の充実に努める。
- (3) 基本的生活習慣の徹底と道德教育の一層の充実に努める。
  - ア 道德教育の充実を通して道徳的実践力を高めるとともに、児童生徒の心に響く体験活動を通して、豊かな情操の育成に努める。
  - イ かけがえのない命の大切さに気づかせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培うとともに、人権教育の充実に努める。
  - ウ 善悪についての判断力や、望ましい社会性を養うとともに、正義感や公正さを重んじる心の育成に努める。
- (4) 学校、家庭、地域社会との連携に努める。
  - ア 学校、家庭、地域社会が果たすべき役割を考え、相互の連携をより深め、健全な児童生徒の育成に努める。
  - イ 家庭や地域社会に対してより開かれた学校運営や学校の望ましい将来像を構築するため、学校評価制度を継続して実施する。
- (5) 生徒指導の充実に努める。
  - ア 常に児童生徒の人間関係を正しく掌握し、不登校やいじめなどの問題行動等の未然防止、早期発見と適切な指導に努める。

- イ 学校、家庭、地域、関係機関との連携を密にして、各中学校区の「生徒指導推進協議会」活動の充実を図る。
  - ウ 心の教室相談員、スクールカウンセラーを中学校に引き続き配置し、生徒の心のケアに努める。
  - エ 学校不適応児童生徒を支援するため、人とのかかわりに慣れさせることや体験を重視した活動を多く取り入れた適応指導教室を継続して運営する。
- (6) 情報化、国際化に対応した教育の推進に努める。
- ア 情報化社会の到来に即応した設備の一層の充実及び情報機器を活用した情報活用能力の育成指導に努める。
  - イ 小中学校における外国人英語指導事業を引き続き実施し、国際化社会の中で活躍できる人材の育成に努めるとともに、平成23年度より小学校で実施される外国語活動にむけて条件整備を行う。
- (7) 児童生徒の安全指導及び健康保持に努める。
- ア 地域の交通事情や危急の災害等に対応できる実践的な能力を身に付け、安全を考えた行動の習慣化に努める。
  - イ 安全な学校生活を送るため、危険を予測して安全に行動する態度と能力の育成に努める。
  - ウ 児童生徒の安全確保にむけて条件整備を行う。  
(こども110番の家、スクールガード、不審者情報ネットワーク)
- (8) 学校施設等の整備に努める。
- ア 大地震による建物の倒壊を未然に防ぎ、児童生徒の安全を確保するため、諸輪、音貝及び高嶺小学校の屋内運動場の耐震補強工事を実施する。
  - イ 東郷中学校図書室の空調設備整備工事を実施し、学習環境の改善に努める。
  - ウ 学校施設・設備の安全管理の徹底に努める。
  - エ 学校施設・設備の老朽化に対応した改修を計画的に実施する。
  - オ 教育用備品の計画的な配置を図り、学習環境の充実に努める。

## II 学校給食

### 1 基本方針

学校給食は、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に寄与し、食生活の正しいあり方を習得させるとともに、食べ物の生産から消費までの流れを理解し、楽しい会食を通して好ましい人間関係を育み、健康で充実した生活を送ることを目標に、学校教育の一環として行われているものである。

学校給食法第2条に規定する学校給食の目標を踏まえ、健康と食生活とのかかわりに関心を持たせ、学校給食を通して望ましい食生活の在り方を体得できるよう、より安全でおいしい給食づくりと食に関する指導を推進する。

### 2 重点施策

#### (1) 魅力あるおいしい給食づくり

- ア 「カミカミメニューの日」などを設定し、生きる力を育み望ましい食生活の手本となる学校給食を推進する。
- イ 旬の食材や行事にちなんだ献立を取り入れ、また、セレクト給食などを実施し、季節感のある楽しい給食を推進する。
- ウ 地場産物の活用に努め、町内で生産される米や野菜等を取り入れた献立を実施する。

#### (2) 食に関する指導を推進する。

- ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。
  - イ 栄養教諭や学校栄養職員が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。
  - ウ 学級活動、給食時、教科、総合的な学習の時間等において学年や目標に応じた内容で食に関する分野の指導を行う。
- (3) 家庭や地域との連携を密にした給食を推進する。
- ア 望ましい食生活の啓発のため、食育だよりを発行する。
  - イ ホームページにより、好評な献立の紹介や地場産物を使用した給食等のトピックスを発信する。
- (4) 衛生管理を徹底し、食中毒防止に努める。
- ア 安全な給食づくりのため、調理室のドライ運用を推進する。
  - イ 食材、調理器具、食器、食缶等の細菌検査等を実施すると共に調理業務に携わる者の衛生管理に努める。
- (5) 老朽施設・設備等の改修を計画的に実施する。
- ア 既設調理場の改修・改善を計画的に推進する。
  - イ 調理機器や器具、洗浄機器等の更新計画を策定する。

### III 社会教育

#### 1 基本方針

現代社会では情報化や高齢化が進み、さらには人々の個性化が進むなかで、人間性豊かな社会の実現が求められており、従来の学習活動だけでなく、より専門的で独創的な公演、講座や各種教室の充実など、豊かな心の醸成に務める生涯学習の必要性は従来にも増して高まっています。

本町社会教育行政においては、時代の要請を考慮する中、第4次総合計画を柱として公演・講座などの企画・運営や、図書・歴史民俗資料の整備を進め、住民に生涯学習の機会を提供することによって、町民一人ひとりが生きがいをもって学び、その成果を生かすことができる生涯学習社会の構築を推進していくこととします。

#### 2 重点施策

##### (1) 生涯学習の充実

- ア 生涯学習の拠点である町民会館を中心に、町民がふれあい、交流し合うことができるよう生涯学習事業を一層充実します。
- イ 地域の人材、各界専門家による町民大学講座、レクチャーミニコンサート等の開催、社会教育委員と地区・自治会による地区講座の開催を進めます。
- ウ 生涯学習情報誌「ジョイフル」やインターネットホームページで情報提供をして、町民の学習意欲に応え、生涯学習の機運を高めていきます。

##### (2) 放課後子どもプランの推進

総合的な放課後対策として、放課後の子どもたちにとって安全・安心で健やかな活動場所の確保を図るため、平成20年度から兵庫小学校において試行的に実施しました「放課後子ども教室」を平成22年度から本格実施し、さらに本年度、新たに高嶺小学校での開設を計画します。また、近い将来、順次全小学校に拡大していくための準備を進めます。

##### (3) 青少年の健全育成と家庭教育の充実

- ア 児童生徒、青少年をとりまく社会環境を一層良好なものとするため、学校

や地域と連携し、青少年の健全育成について啓発活動等を展開していきます。  
イ 潤いのある明るい家庭、家族の絆は豊かな社会を形成するうえで特に大切なので、学校と地域との連携の中で家庭教育推進事業を積極的に進めます。

#### (4) 芸術文化の振興

芸術文化の振興は、文化芸術振興基本法の制定目的にあるように、創造的な精神を育み、人々の心のつながり、相互理解、相手を尊重し合う心を養い、心豊かな社会を築くものであります。国内外のすぐれた芸術文化に親しむ事業を充実し、地域の芸術文化団体等の活動を支援していきます。

#### (5) 郷土資料館と自然体験学習館の活用

ア 子どもから高齢者までが気軽に入館できるレイアウト、雰囲気づくりに重点を置き「町の歴史・文化を学習する場」と「心の交流の場」として展開するとともに、今の高齢者が子どもだった頃の映像資料や展示資料を整備し、回想法による認知症予防にも活用していきます。

イ 自然体験学習館は、昭和3年に建てられた名古屋ゴルフ倶楽部和合コースの「クラブハウス」であり、移築の歴史を伝える展示スペースの確保など、建物そのものを広く紹介するための工夫をすることとします。

#### (6) 文化財保護と町誌編さん準備

ア 郷土資料館の機能を活用し、文化財保護委員の意見を聞きながら文化財の適切な保存に努めるとともに、文化財の調査や展示等を通じて、文化財保護についての認識を深め、貴重な文化財を次代に伝えていきます。

イ 町誌は過去2巻（村誌を含む。）刊行しているが、編さんは昭和55年3月以来途絶えているため、県下の史誌編さんの状況等を調査研究してきたところであり、今後とも新しい町誌の刊行について準備を進めます。

#### (7) 図書館活動の推進

ア 図書館においては、生涯学習の場として、学習活動の進行と文化の発展に寄与してきた。閲覧コーナーやビデオブースなど資料が自由に利用でき、館外貸出しサービスを始めボランティアによる人形劇やお話会も行っており、さらには町民会館ロビーでテーマ展を開催するなどして、今後とも特色化を図り生涯学習施設の拠点として住民の利用に供していきます。

イ インターネット等の活用により、各地域の図書館の協力と情報提供を通じて、利用者の要望する情報を一層速やかに提供できるよう努めていきます。

ウ 利用者サービスの向上を図るため、指定管理者制度について研究及び検討を重ねていきます。

## IV 社会体育

### 1 基本方針

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、体を動かすという人間の身体的、精神的な欲求にこたえとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、さらには体力向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など心身両面にわたる健康の保持増進に資するものとされております。

このようなスポーツの特性を生かすため、一層の普及・振興を進め、町民がいつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツに親しみ、参加できる環境の整備に努めるとともに、情報の提供、発信に努めていきます。

また、総合体育館、愛知池運動公園など町体育施設及び学校体育施設の貸し出し、開放事業については、指定管理者である東郷町施設サービス株式会社と密接な連携のもと、利用者の利便を図っていきます。

### 2 重点施策

#### (1) ボート競技の普及と振興

ア 「水と緑とボートのまち とうごう」をキャッチフレーズとする本町を全国に情報発信するとともに、全国ボート場所在市町村協議会に引き続き加盟し、加盟市町村との交流を深め、ボート競技の一層の普及、振興を図ります。

イ 町民スポーツとしての位置づけであるボート競技をさらに普及、発展させるべく町民レガッタの事業内容を見直しつつ引き続き開催に努めます。

ウ 東郷町ボート協会及び東郷ボートクラブの組織強化、活動の支援を図り、ボート技術向上と町民スポーツとしての普及活動をしていきます。さらに、町民レガッタの自主運営体制の整備に努めていきます。

#### (2) 健康づくりの推進と親しめるスポーツ事業の展開

ア 町民が健康で明るい生活を送るため、手軽で運動量の比較的少ない軽スポーツ・ニュースポーツの普及に努めるべく、地域スポーツのリーダーであり、スポーツ普及の重要な担い手である体育指導委員と緊密な連携のもとにレクスポ大会、町民ハイキングなど引き続いて実施してまいります。

イ 家族のふれあいとスポーツに親しむ機会のある「家族体力つくりの日」を毎月第3日曜日に開催し、体育指導委員及び体力づくり推進委員が中心となって展開してまいります。また、ニュースポーツの紹介と普及を主目的とする総合体育館の夜間無料開放日である「レクスポの日」を毎月第1金曜日に体育指導委員の運営により実施してまいります。

ウ 地域スポーツ活動の活性化を図るため、総合型地域スポーツクラブの創設に向け、各種スポーツ関係団体、地域の関係者等による設立準備委員会を立ち上げ、早期実現に向けて展開してまいります。

#### (3) 体育施設の整備充実

総合体育館、愛知池運動公園などの体育施設の整備を図り、施設環境を充実することでスポーツ活動の一層の活性化を図ってまいります。